

3～5歳児・0～2歳児(非課税世帯)向け

## 令和8年度杉並区認証保育所等保育料負担軽減助成金のお知らせ

杉並区では、「保育の必要性」の認定を受けて認証保育所・認可外保育施設にお子様を預けている保護者及び一時預かり事業等を利用されている保護者の負担軽減を図るため、保育料の助成を行っています。

助成金の交付申請につきましては、以下をご参照の上、必要なお手続きをお願いいたします。

## 1. 助成金交付対象者

対象要件 次の①～④の要件を満たさない場合は、不交付または減額交付となります。

- ① 施設の利用開始日までに区から「保育の必要性」の認定を受けていること
- ② 助成金対象施設(注)と保育に係る契約を締結していること(一時預かり事業等は利用実績があること)
- ③ 利用中の保育施設または過去に利用していた認可保育所等の保育料等を滞納していないこと
- ④ 特定教育・保育施設(認可保育所・認定こども園・幼稚園など)に在籍していないこと

(注) 東京都の定める認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書を交付されている等の要件を満たす施設。対象のペーパーホテル・その他の認可外保育施設は、東京都又は施設所在地の自治体ホームページで確認ができます。基準を満たす旨の証明は、都の立ち入り検査の結果により交付されるものであり、証明書の返還・取り消しなど年度途中で状況が変わる場合があります。

重要

助成金の交付には「保育の必要性の認定」が必要です。認定をお持ちで無い方は裏面を参照し、必要書類をご準備の上、先に「保育の必要性の認定」を申請してください。

## 2. 申請期限・申請後のスケジュール

申請は年度毎に必要です。申請した期以降は自動更新としますので、再度の申請は必要ありません。

ただし、年度中に他の認証保育所等へ入所先が変わる場合や、一度退所した認証保育所等に再度入所される場合等、申請の内容に変更が生じた場合には再度申請が必要となります。

期	支払対象月	申請期限	決定通知発送予定時期	振込予定時期
第1期	令和8年4月～6月分	令和8年6月30日(火)	令和8年7月下旬	令和8年8月中旬以降
第2期	令和8年7月～9月分	令和8年9月30日(水)	令和8年10月下旬	令和8年11月中旬以降
第3期	令和8年10月～12月分	令和8年12月25日(金)	令和9年1月下旬	令和9年2月中旬以降
第4期	令和9年1月～3月分	令和9年3月19日(金)	令和9年4月下旬	令和9年5月中旬以降

※区で審査のうえ、交付・不交付の決定を通知します。決定した助成金は、申請書に記入された口座(当該児童の保護者に限る)へ振り込みます。

※助成額決定通知時期・振込時期については、審査状況等により前後する場合があります。

※審査に必要な書類の確認がとれない場合は、助成額決定通知の送付及び助成金の振込みが遅れる場合があります。

## 3. 助成上限額

年齢(クラス)	施設等の種類	助成上限額(第1子・第2子以降 共通)
3～5歳児	認証保育所・認可外保育施設	月額77,000円まで
	一時預かり事業等(一時保育・病児保育・ファミリーサポートセンター)	月額37,000円まで
	企業主導型保育事業	月額40,000円まで
0～2歳児 (非課税世帯)	認証保育所・認可外保育施設・グループ保育室	月額80,000円まで
	一時預かり事業等(一時保育・病児保育・ファミリーサポートセンター)	月額42,000円まで
	企業主導型保育事業	月額38,000円まで

利用している保育施設の保育料と助成上限額のいずれか低い方の額を交付します。(子育て応援券支払い分を除く)

なお、助成対象となる保育料には、延長保育料及びおむつ代、写真代、送迎費等の実費負担額は含みません。

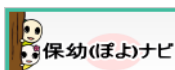
## 4. 申請方法

以下の提出書類を郵送または持参によりご提出ください。(電子申請不可)

提出書類	提出先
①杉並区認証保育所等保育料負担軽減助成金交付申請書(兼口座振替依頼書) ②保育所等を利用していない理由書 ③「保育の必要性を証明する」書類(裏面をご確認ください) ④特定子ども・子育て支援提供証明書・領収証 ※③の書類は、助成金申請月より6か月以内に区へ提出している場合、省略することができます。 ※④は一時預かり事業等のみ 事業者記入を依頼し、記入後の書類を区に提出してください。	保育課利用助成担当 又は各子どもセンター

【区公式ホームページ】

本助成金制度の情報  
(申請書ダウンロード可)



【問い合わせ先】

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号  
杉並区子ども家庭部保育課 利用助成担当  
電話：03-3312-2111 内線：1308

【「保育の必要性」の事由別の必要書類及び認定（助成対象期間）】

保育を必要とする事由		必要書類 ※太字の書式は区ホームページからダウンロード可能	認定（助成対象）期間
就労	会社勤務の方	<b>①就労証明書</b> ※保護者本人が会社の代表者等で、記入者が保護者自身の場合は、就労証明書に記載された就労実績の裏付けが確認できる書類（給与明細書の写し等）も併せて提出が必要 ★入所児童の育児休業取得中の場合 <b>②復職証明書</b> （復職後に記入したもの） ★就労内定の場合 ①提出後、満1か月分の就労実績が出たら、就労実績を記入した①を提出	就労している期間  ※育児休業中の方は、原則として復職が必要ですが、特例によりきょうだいの上の子について「保育の必要性」が認められる場合がございます。 詳細につきましては、区にお問い合わせください。
	自営業の方	<b>①就労証明書</b> ②仕事の内容が分かる資料（開業届等） ★就労内定の場合 ①～②提出後、満1か月分の就労実績が確定したら①を提出	
疾病または障害		医師の診断書（原本）または各種手帳の写し（身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級） ※診断書は発症の時期、療養期間または通院の頻度、保育が困難な状態について具体的な記載があるもの	各事由が生じている期間
介護または看護		<b>①介護状況申告書</b> <b>②介護状況表</b> ③被介護者に関する書類（要介護度が分かる介護保険被保険者証や障害支援区分通知書の写し等）または <b>医師の診断書（介護用）</b> ④介護サービス計画書（ケアプラン）の写しなど介護・看護の実態が分かるもの（要介護認定されている場合）	
災害復旧		①り災証明書等の写し ②復旧活動の状況及び今後の見通しが分かるもの	
妊娠または出産		母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日が記載されているページ）	出産予定月の前2ヶ月から、出産（予定）日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
求職活動		求職活動をしていることが確認できる書類（ハローワーク受付票の写し等） ◇就労を開始した場合→ 就労要件の必要書類を提出し、後日満1か月分の就労実績を提出して下さい。	3か月間 ※4か月分以降は助成対象外
就学（職業訓練）		①在学証明書または入学許可書等（在学期間が分かるもの）の写し ②カリキュラム、時間割等	在学している期間

【認定に必要なその他の書類】

提出が必要な方	必要書類※太字の書式は区ホームページからダウンロード可能
初めて認定を申請する方	<b>マイナンバー記入用紙</b> （郵送又は窓口での提出が必須）
ひとり親の方	申請保護者の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または児童扶養手当証書・ひとり親医療証・児童育成手当認定通知書（継続認定通知書）の写し ※外国籍の方は独身証明書とその和訳
外国籍の方で永住権がない場合	在留カードの両面の写し

**ご注意 「保育の必要性の認定」が無い期間は助成金が交付されません！**

- ・「保育の必要性」の認定は、「認定申請日」と「保育施設利用開始日」のうち、いずれか遅い日から認められます。
- ・保育施設を利用していても、区から認定を受けていない期間は、助成金の交付対象外となりますので、施設利用開始前に認定を申請してください。

【認定用電子申請フォーム】



※このフォームで助成金の交付申請はできません。